平成２８年（フ）第２３５号
徳島県名西郡石井町藍畑字西覚円1054番地１、旧住所愛媛県松山市南江戸１丁目４番50号スーペリアガーデンＭ　Ａ―102号
債務者　清水　重利
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７０号
愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉897番地３　303号
債務者　野本　健次
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３号
愛媛県松山市梅田町１番22号
債務者　植木　智明
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１００号
愛媛県松山市南久米町971番地５　パラドール南久米405号
債務者　宮本久見子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０３号
愛媛県松山市中村５丁目９番16号　メゾンドリセ503号
債務者　丹生谷　正
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０７号
愛媛県松山市祝谷４丁目６番18号
債務者　重松　一也
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１４号
愛媛県松山市立花２丁目８番８号　マリノステーション303号
債務者　島田　潤
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７８号
熊本市中央区渡鹿５丁目13番10号　ＰＵＲＥ５―102号、住民票上の住所熊本市北区八景水谷２丁目７番10号
債務者　宇野美紀子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８２号
熊本市東区月出４丁目４番122―105号　ハイツ清香
債務者　峰　富士雄
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６５号
秋田市大平台２丁目３番地10
債務者　池田　緑
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３号
秋田市保戸野鉄砲町７番８号　ポストサイドハイツ101
債務者　山崎　優
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７８号
秋田県潟上市天王字追分西70番地４　ビューサンライズＢ１―１
債務者　杉渕衣久弥
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２号
兵庫県川西市東畦野山手２丁目２番29号、前住所兵庫県川西市山原１丁目４番24号
債務者　吉岡ヒデオこと　ＹＯＳＨＩＯＫＡ　ＣＲＩＳＴＩＡＮＯ　ＨＩＤＥＯ
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
兵庫県川西市東畦野山手２丁目２番29号、前住所兵庫県川西市山原１丁目４番24号
債務者　吉岡　千恵
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
兵庫県伊丹市野間２丁目６番19―301号
債務者　中屋敷実二
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
兵庫県伊丹市野間１丁目11番８―305号
債務者　大谷　歩
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係